

## 国選弁護制度の基礎報酬及び各種弁護費用の抜本的改善を求める会長声明

袴田事件、福井女子中学生殺人事件と、相次いで再審無罪判決が出された。また、プレサンス事件、大川原化工機事件など、冤罪事件は跡を絶たない。刑事弁護活動の重要性が改めて認識されている。

2025年（令和7年）7月には、「改正刑訴法に関する刑事手続の在り方協議会」の取りまとめ報告書が作成された。特に国選弁護に関していえば、近年では、9割近い被疑者が捜査段階において国選弁護人を選任し、ほぼ全ての事件において24時間以内に国選弁護人が指名されること等、その堅調な利用が確認された。

当会も、弁護人から援助を受ける権利が憲法上必須の制度であるとの認識の下、全国に先駆けて当番弁護士制度を創設し、その後も時代の進展に合わせ高度化する刑事弁護活動を市民が費用負担の心配なく享受できる体制の拡充に注力してきた。

しかし、当番弁護等の弁護士会が担ってきた弁護活動は、無罪推定の原則が憲法上保障される我が国において、本来全て国費によるべきものである。在り方協議会で取り上げられた多岐に亘る新たな刑事弁護活動を含めて、国費で賄われることを前提に、これを支える確固とした予算措置の議論が必要不可欠である。

そして、かかる議論の中で、現行の国選弁護制度の基礎報酬及び各種弁護費用が極めて不十分であることの抜本的な解決も図られるべきである。

すなわち、国選弁護事件の平均的な報酬は、捜査・公判段階（裁判員裁判対象事件を除く）共に事務所経営を維持しながら適正な弁護活動を行うために必要な対価としては非常に低額な状態が続いている。昨今の物価高すら反映されておらず、20年近くもほとんど増加していない。

当会はどのような困難な案件に対しても対応できるよう名簿の整備等を行い、適切な弁護人を選任しているが、近時は、弁護人に対して過度な要求をする被疑者・被告人もあり、こういった困難な事案に対する対応をしても一部を除いて加算はなく、担当した弁護人が負担に見合う報酬を受け取れない状況となっている。また、起訴後も追起訴のために捜査が続く場合には、捜査段階と同様に接見を行い、助言をする必要があるものの、被告人段階の接見には追加報酬がなく、追起訴が続く事件では、実質的に無報酬で捜査弁護を行わなければならぬ。このように弁護活動の実態に合わない報酬体系となっており、国選弁護の負担に見合う報酬体系とは到底いえない。

さらに、大分県のように地理的に広域で、裁判所・警察署・留置施設が点在する地域においては、接見や出廷に伴う移動時間や交通費等の負担が相対的に

大きい。近年の燃料費をはじめとする物価上昇は、こうした地域特性と相まって、国選弁護活動に直接的な影響を及ぼしている。にもかかわらず、国選弁護報酬は全国一律の枠組みの下、長年にわたり大きな見直しが行われておらず、地域の実情が十分に反映されているとは言い難い。

また、近時、佐賀県警察科学捜査研究所の職員によるDNA鑑定で不正行為が発覚したが、本来、捜査機関側の鑑定の信用性を争うべき事案は多く、数々の冤罪事件でも弁護側の科学的鑑定が無罪主張の柱となってきた。しかし、現行の国選弁護費用体系では、当事者鑑定の費用をはじめ、本来行われるべき多くの弁護活動の費用が賄われず、極めて不公平なものとなっている。その結果、証拠開示が不十分な中で人質司法に抗し、冤罪防止や更生支援等に鋭意努めるべき国選弁護人の活動が相当制約されているのである。

憲法34条は「何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与えられなければ、抑留又は拘禁されない。」と定めている。この条文を体現したものが国選弁護制度であり、その維持は本来、国が責任を持つべきであり、国選弁護活動に必要な費用を国費で十分に支えていくべきものである。

よって、当会は、被疑者・被告人の更なる権利擁護と公正な刑事司法制度実現のため、国会、法務省、財務省等に対し、国選弁護制度の基礎報酬及び各種弁護費用の抜本的改善を求める。

2026年（令和8年）2月4日

大分県弁護士会  
会長 田中 利武